誓　約　書

年　　月　　日

武豊町長　様

住所

氏名

知多武豊駅東にぎわい広場（仮称）暫定利用者募集要項（社会実験）（以下「要項」という。）に基づき、利用許可申請書を提出します。この申請にあたり、私は要項を遵守するとともに下記のとおり誓約します。

万が一、誓約内容に相違があった場合は、本申請に係る利用資格を取り消されることについて異議を申し立てません。

記

１.申込資格

次の要件をすべて満たします

ア　飲食販売を行う場合は、保健所の発行する町内にて有効な営業許可証を有すること。

イ　飲食販売を行う場合は、保健所が認定した食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有する者であること。

ウ　イベントを実施する場合は、イベント賠償責任保険に加入していること

２.注意事項

次の事項をすべて遵守します。

ア　広場内は禁煙とします。

イ　法令が定める申請・届出や、必要な資格者の設置は、利用者の責任と負担で実施します。

ウ　設置スペースは常に清潔に保ち、清掃や廃棄物処理に係る費用は、利用者の責任と負担で実施します。

エ　調理に火気を使用する場合は、必ず消火器を設置します。

オ　地震、津波等の天災、火災、洪水、疫病、暴動、警報発令時は、利用について武豊町の指示を受けます。

３.損害賠償

次の事項をすべて遵守します。

ア　利用者は、暫定利用地内の利用に当たり、武豊町または第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償します。

イ　利用に当たり、利用者又は利用者の従業員に損害が生じても、武豊町はその責めを負いません。

４.申込制限

次のいずれにも該当しません。

ア　過去３年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けた者

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２号第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下これらを「暴力団関係者」という。）又は役員に暴力団関係者がいる法人その他の団体

ウ　会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全であると認められる者